|  |
| --- |
| 政治団体確認申請書　　年　　月　　日　砺波市選挙管理委員会委員長　様政治団体名事務所所在地　　　　　　代表者　　　　　　　　　　砺波市長選挙における本政党(会、連盟等)の所属候補者(支援候補者)は、次のとおりであります。公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。1　所属候補者(支援候補者)数　　　　　　人2　所属候補者(支援候補者)氏名等 |
| 　 | 番号 | 候補者氏名 | 立候補届出年月日 | 備考 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　　月　　日　午 | 前後 | 　　時　　　分受付 |
| 備考　政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。 |

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、令和６年１１月１７日執行の砺波市長選挙において、　　　　　　　が、

公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受けるにつき、

同　　　　　　　の支援候補者とされることに同意いたします。

令和６年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

|  |
| --- |
| 政談演説会開催届出書　　年　　月　　日　砺波市選挙管理委員会委員長　様政治団体名　　　　　事務所　　　　　　代表者　　　　　　　令和６年１１月１７日執行の砺波市長選挙の政談演説会を、次のとおり開催いたしたいから届け出ます。 |
| 　 | 開催日時 | 　 | 　 |
| 使用する施設の名称 | 　 |
| 使用する施設の所在地 | 　 |
| 　政談演説会開催届出書交付番号 | 第　　　号 | 　　月　　日　午 | 前後 | 　　時　　　分受付 |
| 備考　政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。 |

|  |
| --- |
| 政治団体機関紙誌届　　年　　月　　日　砺波市選挙管理委員会委員長　様政治団体名　　　　　　代表者　　　　　　　次のとおり公職選挙法第201条の15の規定により、届け出ます。 |
| 　 | 区分 | 新聞紙 | 雑誌 | 備考 | 　 |
| 機関紙誌名 | 　 | 　 | 　 |
| 発行部数 | 　 | 　 | 　 |
| 発行回数 | 　 | 　 | 　 |
| 編集人名 | 住所氏名 | 住所氏名 | 　 |
| 発行人名 | 住所氏名 | 住所氏名 | 　 |
| 　 | 　　月　　日　午 | 前後 | 　　時　　　分受付 |
| 備考　1　種類ごとに1枚を添えること。　2　政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。 |
| 政治活動用ビラの届書　　年　　月　　日　砺波市選挙管理委員会委員長　様政治団体名　　　代表者　　　　　　　公職選挙法第201条の9第1項の規定の適用を受ける政治活動用ビラを次のとおり届け出ます。 |
| 　 | 区分 | 第1種 | 第2種 | 　 |
| ビラの形態、内容の特徴 | 　 | 　 |
| 頒布する枚数 | 　 | 　 |
| 備考 | 　 | 　 |
| 　 | 　　月　　日　午 | 前後 | 　　時　　　分受付 |
| 備考　1　種類ごとに1枚を添えること。　2　政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| 　第　　　　　号令和６年１１月１７日執行　砺波市長選挙政治活動用ポスター検印票政党その他の政治団体名　　検印責任者　　　　　砺波市選挙管理委員会　　　　　印 |
| 　 | ポスターの | 検印枚数 | 検印年月日 | 選管取扱者印 | 　 |
| 種類 | 枚数 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 1,000枚 | 　 | 　 |
| 備考　1　検印を受けようとするときは、必ずこの検印票を掲示してください。　2　ポスター1,000枚の検印を終わったときは、この検印票は選挙管理委員会に返してください。　3　検印枚数が1,000枚に達するまでは、検印を受ける都度検印枚数の記載及び選挙管理委員会取扱者の認印を受け、保管してください。　4　政治団体の代表者本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。 |